

# 個人情報保護検討委員会報告書（修正案）

令和4年〇月〇日

神奈川県議会における個人情報の保護に関する

条例検討委員会

当委員会において次の事項について検討した結果を、次のとおり報告する。

**【検討事項】**

神奈川県議会における個人情報の保護に関する条例の制定等について

## 1 経緯

個人情報の保護に関しては、これまで、民間、国、独立行政法人、地方公共団体に対して個別の法律や条例によりそれぞれ別に規律されていたが、令和5年4月から施行される、改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）により、共通ルールが規定され一元化された。

その一方で、改正法では、国会や裁判所を対象外としたこととの整合を図り、地方公共団体の議会は、改正法の対象となる地方公共団体の機関から除外（一部例外を除く。）されたことから、本県議会として独自の条例（以下「議会条例」という。）を制定する必要が生じた。

そのため、本県議会では、「神奈川県議会における個人情報の保護に関する条例検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、議会として整理すべき論点の抽出など、議会条例制定に向けた検討を行った。

## 2 検討経過

令和4年6月21日	議会条例制定に係る基本方針の策定 など
令和4年7月12日	議会条例において議会独自に検討すべき論点の提示 改正法と現在の神奈川県個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）との主な相違点等に係る神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「県審議会」という。）から知事あてに提出された答申（令和4年5月30日付け答申第71号）（以下「答申」という。）の概要の提示
令和4年7月20日	議会条例において議会独自に検討すべき論点について協議、決定
令和4年8月31日	議会条例における審査会及び審議会の取扱い方針について提示
令和4年9月7日	議会条例における審査会及び審議会の取扱い方針について協議、決定
令和4年10月7日	答申に対する執行機関の対応を踏まえた議会条例の方向性について提示
令和4年10月13日	答申に対する執行機関の対応を踏まえた議会条例の方向性について協議、 <u>賛成意見多数により決定</u>
令和4年10月14日	検討委員会報告書（案）の提示
令和4年〇月〇日	検討委員会報告書（案）の協議、決定

### 3 検討結果

議会条例については、次のとおりとすることが適当である。

#### (1) 議会条例制定に係る基本方針について

制度の枠組みは、基本的に改正法と同様とし、全国都道府県議会議長会（以下「全議」という。）が作成した条例（例）※（以下「全議条例（例）」という。）を基本としつつ、執行機関の対応とも整合性を図ることを基本方針として、議会条例を制定することとする。

※ 全議は、改正法が直接適用される執行機関と適用されない議会との間で、保有する個人情報の取扱いに関して差異が生じることを避けるため、総務省及び国の個人情報保護委員会と協議し、条例（例）を作成している。

#### (2) 議会条例における議員の扱いについて

議員は、議会条例の対象外とする。

議長及び副議長については、議員以外の立場で個人情報を取り扱う立場にもあるが、個人情報を議長及び副議長として知り得たのか、議員として知り得たのかの選別は困難であり、現行条例においても議長及び副議長は「議員」の立場として整理し、条例の対象外としていたことから、議会条例における規制の対象としないこととする。

#### (3) 改正法に記載されている項目のうち議会条例から削除する条項について

改正法には規定があるが、全議が総務省及び国の個人情報保護委員会とも協議し、取り扱う事例がないとの理由で、全議条例（例）から削除された次の事項については、議会条例から削除することとする。

- ・ 改正法第 71 条 利用目的以外の目的のため外国にある第三者への提供の制限
- ・ 改正法第 109 条～122 条 行政機関等匿名加工情報の提供等

~~なお、共産党からは、全議条例（例）に示されている、改正法第 123 条に規定する匿名加工情報の取扱いに係る義務についても、削除すべきであるとの反対意見があった。~~

#### (4) 審査会及び審議会の取扱いについて

審査会は、行政不服審査法第 81 条第 1 項の規定により設置する附属機関としての審査会（以下「新審査会」という。）を活用することとし、議会条例において、審査請求があった場合には「新審査会」に諮問することを、議会条例に規定することとする。

審議会は、全議条例（例）では、「議長が特に必要があると認めた場合に、執行機関の設置する審議会に諮問することができる」との条文案を示しているが、本県議会として独自に審議会に諮問する必要性は極めて低いと考えられるため、議会条例には審議会への諮問に関する規定は設けないこととする。

## (5) その他

### ア 開示決定等の期限について

開示決定等の期限について、現行条例は、原則 15 日＋延長 45 日としているところ、改正法は、原則 30 日＋延長 30 日と定めている。

これについて、執行機関は、答申に基づき、開示決定等の期限は、原則期間については 15 日以内を維持し、延長期間については 45 日以内から 30 日以内に短縮することを改正法の施行条例案（以下「施行条例案」という。）に定める方針である。

議会条例においても、開示決定等の期限は、執行機関と同様とすることとする。

### イ 費用負担について

改正法は、「開示請求をする者に」対し、条例で定める額の手数料を納めることとしている。

これについて、執行機関は、答申に基づき、現行条例に引き続き、保有個人情報の開示請求に係る手数料を無料とし、実費相当額のみを請求者の負担とすることとしている。また、行政文書公開請求に係る費用についても、同様の取扱いとすることとしている。

議会条例においても、開示請求に係る費用負担は、執行機関と同様とすることとする。

### ウ 訂正請求・利用停止請求における開示請求前置について

改正法は、保有個人情報の訂正請求・利用停止請求を行うに当たり、当該保有個人情報に係る開示決定を受けることとする「開示請求前置主義」を採用しているが、現行条例は「開示請求前置主義」を採用していない。

なお、改正法は、地方公共団体において、条例の定めにより「開示請求前置主義」を採用しないことも妨げないとしている。

これについて、執行機関は、答申に基づき、改正法の下においても、

引き続き、「開示請求前置主義」を採用しないこととし、施行条例案に定める方針である。

議会条例においても、執行機関と同様に、保有個人情報の訂正請求・利用停止請求を行うに当たり、「開示請求前置主義」は採用しないこととする。

## エ 個人情報事務ファイル簿・個人情報事務登録簿の作成について

改正法は、行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、「個人情報ファイル簿」を作成・公表しなければならないが、改正法施行令により、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルは作成・公表義務の対象外としている。また、改正法は、条例で定めるところにより、「個人情報ファイル簿」とは別の、「個人情報事務登録簿」等の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成・公表することも妨げないとしている。

現行条例は、個人情報を取り扱う事務について、「個人情報事務登録簿」を備えなければならないとしており、本人の数にも制限はない。

これについて、執行機関は、答申に基づき、「個人情報事務ファイル簿」については、改正法施行令に定めるとおり本人の数が1,000人以上の個人情報ファイルを対象として作成・公表することとし、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについては、施行条例案には規定しないが、別途、「個人情報事務登録簿」を作成・公表する方針である。

本県議会においても、執行機関と同様に取り扱うこととし、「個人情報事務ファイル簿」に係る議会条例の規定は、全議条例（例）のとおりとし、別に議長が定める数（改正法施行令のとおり1,000人を想定）に満たない個人情報ファイルについては、「個人情報事務ファイル簿」は適用しないこととする。また、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについても、執行機関と同様に、「個人情報事務登録簿」を作成・公表する取扱いを行うこととする。

## オ 運用状況の公表について

改正法は、国の個人情報保護委員会は、行政機関の長等に対し、改正法の施行の状況について報告を求めることができ、毎年度、概要を公表するものとしており、全議条例（例）では、「議長は、毎年度、

この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする」としている。

また、現行条例は、毎年度、条例の運用状況について、保有個人情報の目的外利用・提供の状況等も併せて、一般に公表することとしている。

これについて、執行機関は、答申に基づき、引き続き県独自で制度の運用状況等を、一般に公表していくことを施行条例案に定める方針である。

議会条例においても、執行機関と同様に、全議条例（例）のとおり、毎年度、議会条例の施行状況を取りまとめ、その概要を公表することとする。

#### カ 訂正請求・利用停止請求における存否を明らかにできない保有個人情報の取扱いについて

改正法は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができるとしているが、訂正請求・利用停止請求における存否を明らかにできない保有個人情報の取扱いについては、特段の規定がない。

これについて、執行機関は、現行条例に引き続き、施行条例案に定める方針である。

議会条例においても、存否を明らかにできない保有個人情報の取扱いは、執行機関と同様とすることとする。

#### 4 その他の意見

改正法に記載されている項目のうち議会条例から削除する条項について、全議条例（例）に示されている、改正法第 123 条に規定する匿名加工情報の取扱いに係る義務についても、削除すべきであるとの反対意見があった。

神奈川県議会における個人情報の保護に関する条例検討委員会  
委員名簿

会 派 名	委 員 名
自 民 党	国 松 誠 (委員長) 河 本 文 雄 武 田 翔 永 田 てるじ
立憲民主党 ・民権クラブ	くさか 景 子 石 川 裕 憲
公 明 党	佐々木 正 行
共 産 党	井 坂 新 哉
かながわ県民・ 民主フォーラム	近 藤 大 輔
県 政 会	池 田 東一郎 ※

※ 県政会及び池田委員は、この報告書の提出時点においては委員会の構成員ではない。